

名古屋難民弁護団と名古屋難民支援室が選ぶ

2024年名古屋難民10大ニュース

2024年12月30日

1. ロヒンギャ難民、名古屋高裁で勝訴

名古屋高裁は、1月25日、ロヒンギャ難民の難民認定を法務大臣国に命じました。本年、送還停止効の例外を認め2回の難民申請手続が終了した場合は送還できるとする改定入管法が施行されましたが、本判決は、3回目の難民不認定処分を取消したものであり、新法の問題点が改めて浮き彫りになりました。

その他、ロヒンギャであることで難民であると認めた点や、累積的迫害を認めた点、難民の保護が普遍的権利に基づく人道上のものとして難民条約締約国に要請されているものであると指摘した点、UNHCRの難民認定基準ハンドブックを明示的に引用した点など、今後の指針になる重要な判断がなされています。

ロヒンギャ難民の本人は、この判決を受け、日本で難民認定を求めて16年、ようやく難民として認定されました。

2. シリア人が名古屋地裁で勝訴するも国は控訴

名古屋地裁は5月9日、シリアで反政府集会を開催し、政治的理由から兵役を拒否しているシリア人男性が難民不認定処分の取消しと難民認定の義務付けを求めた裁判で、法務大臣に対して難民として認定するよう命じました。

シリアにおいては、兵役忌避者は反政府的見解を抱いている者と見做されて弾圧・虐待の対象とされたり、シリア政府軍が戦争犯罪・人道に対する罪・重大な人権侵害を犯しており従軍した際はこれらの犯罪行為への関与を強いられるおそれがあること、当時一部地域を支配していた反政府組織からも狙われていることなどから、難民該当性が認められました。

控訴中にアサド政権は崩壊しましたが、UNHCRは情勢不安定などを理由としてシリア人難民申請者に対する否定的決定・強制送還を差

し控えるよう求めていることに加え、現在の状況は終止条項（一旦難民となった人が難民でなくなる条件）には該当しない、との見解を公表しています。また、「暫定政権」には、ISIL やアルカイダとの繋がりが指摘され、国連が制裁対象としている団体・個人が含まれます。名古屋高裁の適切な判断を願っています。

3. 名古屋高裁がアフガン避難民の子の日本国籍を認める

名古屋高裁は9月11日、旧政権（アフガニスタン・イスラム共和国（以下「共和国」））崩壊後にアフガニスタン人の両親から生まれた子が日本国籍を有していることを認め、就籍（戸籍のない日本人が戸籍に記載されること）を認めました。

日本の国籍法は、日本国内で生まれた子の両親が、子の出生時、共に無国籍である場合に、その子が日本国籍を取得するとしています

（2条3号）。高裁決定は、出生当時の旧政権（共和国）は、タリバンがアフガニスタン全土を支配下において「アフガニスタン・イスラム首長国（以下「首長国」）」の建国を宣言したことから実質的に国家としての実体を失っており、タリバン政権である「首長国」についても、国家としての要件を欠いていた、と判断しました。

国籍を有していた共和国が消滅した上、現在領土を実効支配している「首長国」は国家でなく、両親は帰国して「首長国」の保護を受ける意思も有していないことから、出生当時の両親は共に無国籍であったとして、出生時に日本国籍を取得したことが認められました。高裁決定後、DAN が同行支援し、無事に戸籍が作成されました。

4. DAN の支援対象者 27 名が難民として認定される

昨年の 29 名に続き、本年は DAN の支援対象者 27 名が難民認定を受けました。

難民認定を受けた方の多くが、2021 年 8 月のアフガニスタンでのタリバンによる政権奪取後、旧政府関係者であることや、宗教や民族などを理由に迫害を受けるおそれがあることを理由に難民申請を行ったアフガニスタン出身者でした。こうした方々は申請から半年足らずで

認定が出ていて、昨年に比べていっそう迅速に難民として保護を受けました。しかし、タリバン政権以前から難民申請しているアフガニスタン人は、結果を長く待たされたり不認定になったりして、恣意的な判断がなされています。

加えてアフガニスタン人以外でも、DAN が難民として認定されるべきだと考え、長年伴走支援をしてきた方たちが相次いで不認定になりました。適正な審査がすべての国籍や事情を抱える人になされているとは言えません。

5. スピード難民不認定多く、「迅速処理」の弊害か

日本で難民認定申請をすると、審査に数年単位の時間がかかり、手続の遅延が長らく課題となっていました。昨年の平均処理期間は、アフガニスタン旧政権関係者等に対する比較的迅速な認定などもあり、一定程度短縮されました。

一方で、難民該当性がある事案についても、インタビューを実施せずに数週間から数か月で不認定にされてしまうケースが散見されます。誤って本来難民として認定すべき人を不認定にする処分は、難民を命の危険のある本国へ送還することに繋がり、命に関わる重大な決定です。特に、インタビューが実施されないケースもあり、通常、申請書に全ての事情を記載することが難しいことを考えると、手続保障の面から問題が大きいと考えます。

万が一にも誤った不認定処分がなされないよう、適正なインタビューの実施、出身国情報の収集・分析を含む、適正手続の保証と、難民認定審査体制の拡充を求めます。

6. ホームレスの相談者が急増し、過去最多を記録

公園で寝泊まりしている、昨日まではホテルにいたが、今晚から泊る宿もお金もない、居候先で危険な目に遭い逃げてきた、など、住居を持たないホームレス状態の難民の方からの相談が相次ぎました。難民申請者への公的な住居支援は数に限りがある上に、関東と関西にしかないため、DAN が活動する東海地域にはありません。そこで、シ

ェルターを有する他団体や、ホームステイ先となってくださる DAN ボランティアさんなどのお力を借り、住居支援を行いました。

行政による整備が急務である一方で、即座に大きな改善が望めない分野ではあるため、市民や市民団体が力を合わせて、地域で難民を受け入れる仕組みや体制を整えていくことも重要です。

7. 難民保護費の不支給、理由の開示の不透明性深刻化、結果に差

難民申請者のための公的な生活支援金である「保護費」の申請をしても不支給となり、その理由を聞いても「政府の決定です」としか伝えられない、という相談が複数寄せられました。以前は、少なくとも DAN から、外務省の委託を受けて保護費の業務を行う RHQ に問い合わせれば理由が開示されていましたが、本年は理由の開示の不透明性が例年に増して深刻化しました。

就労許可を与えられず、所持金も尽き、同じシェルターで暮らす難民申請者の間でも、保護費申請の結果に差が出ています。しかも、その理由は全く知らされません。

2025年には、難民申請者に対する保護費の管轄が、外務省から法務省に変わります。透明性のある運用がなされることを願います。

8. 名古屋の監理措置の実体

改定入管法が6月に全面施行され、監理措置が始まりました。名古屋入管で被収容者の面会活動を行う支援者によれば、監理人を選定できれば、概ね3週間から1か月で、監理措置により収容を解かれているようです。これは、これまでの長期収容や、仮放免の申請を何度出しても不許可が続いていた状況と比較すると、早期の放免が実現されていると言えます。

他方で、監理人を選定できない被収容者は、水も摂取しない危険な拒食を行い、体調を崩し、仮放免を求める事例が確認されています。また、監理措置を受けている人のうち、退去強制令書の発付前であれば、例外的に就労が認められるという法律があるものの、許可事例は把握されていません。

9. 中部国際空港上陸審査場を視察し、難民申請支援についてのポスターを更新

DAN が加盟するなんみんフォーラム (FRJ) では、法務省入国管理局 (現在の出入国在留管理庁)、日本弁護士連合会 (日弁連) と覚書を締結し、「日本の空港において難民として庇護を求めた者に係る住居の確保等に関する事業」¹を実施しています。対象となるケースに対して、住居支援・法的支援・生活支援を提供してきました。

その一環として、これまでも入管空港支局の協力により、難民支援団体の連絡先を記載したポスターと難民申請について説明したリーフレットを七大空港に設置し、空港で難民申請ができることを周知してきました。このたび、空港に設置されているポスター・リーフレットを刷新し、情報を必要としている庇護希望者の目に留まりやすく分かりやすいポスターを作成することができました。

ポスターについては、DAN が中部国際空港を訪問し、上陸審査場を視察した上で、掲示場所や空港における難民申請・一時庇護上陸許可について名古屋入管中部空港支局と意見交換を行いました。

10. 全難連との共催で高裁重要判決・報告検討会を開催

全国難民弁護団連絡会議 (全難連) との共催で、2023 年 12 月に東京高裁で出されたウガンダ難民認定判決と、2024 年 1 月に名古屋高裁で出されたロヒンギャ難民認定判決 (上記「1」参照) について、報告検討会を行いました。阿部浩己教授 (明治学院大学) による、コメントや、判決の意義についての解説もあり、参加者との質疑応答や意見交換も活発に行われました。

これらの重要な高裁判決の指針が、今後の難民認定の判断でいかされるよう願うとともに、その実現のための努力を続けていきたいと思っています。

以上

¹ 本事業について詳しくは、FRJ のウェブページ (<https://frj.or.jp/news/news-category/form-frj/5453/>) をご覧ください。